

山口県報

平成28年
3月31日
(木曜日)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。
(一時借入金)
第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。
(歳出予算の流用)
第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

目次

○公告
平成二十八年度山口県予算の要領の公表（財政課）……………一六
平成二十七年山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………一六



(目次) 平成二十八年度山口県予算の要領の公表

平成二十八年二月山口県議会各派例会で議決された平成二十八年度山口県予算の要領は、次のとおりとす。

平成二十八年三月三十一日

山口県知事 長 岡 隆 敏

平成28年度山口県一般会計予算

平成28年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ702,592,474千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為

をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による（地方債）

款 税	歳 入	金 額
1 県 税	1 県 民 税	53,028,267
	2 事 業 税	35,241,867
	3 地 方 消 費 税	53,422,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,444,102
	5 県 た ば こ 税	1,547,000
	6 コ ー プ 場 利 用 税	520,000
	7 自 動 車 取 得 税	1,328,000
	8 軽 油 引 取 税	13,366,649
	9 自 動 車 税	17,493,977
	10 鉱 区 税	7,000
	16 狩 猟 税	15,000
	17 産 業 廃 棄 物 税	212,000

2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	52,135,000
------------	------------	------------

3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税	52,135,000
	2 地方揮発油譲与税	23,128,000
	3 石油ガス譲与税	20,081,000
	5 航空機燃料譲与税	2,858,000

4 地方特例交付金		155,000
		34,000
		470,000

7	工 業 費	5	水 産 業 費	5,889,964
		1	商 業 費	60,073,455
		2	工 業 費	2,267,845
		3	観 光 費	57,269,512
8	木 費	3	観 光 費	536,098
		1	管 理 費	72,778,639
		2	道 路 橋 り よ う 費	7,248,722
		3	河 川 海 岸 費	28,755,942
		4	港 湾 費	19,891,028
		5	都 市 計 画 費	7,761,299
		6	住 宅 費	5,657,568
9	警 察 費	6	住 宅 費	3,464,080
		1	警 察 費	38,545,147
		2	警 察 費	35,763,614
10	教 育 費	2	警 察 活 動 費	2,781,533
		1	教 育 費	147,580,591
		2	小 学 校 費	20,895,259
		3	中 学 校 費	42,828,349
		4	高 等 学 校 費	27,322,943
		7	特 別 支 援 学 校 費	27,434,229
		8	社 会 教 育 費	14,345,828
		9	保 健 体 育 費	1,598,379
		10	大 学 費	761,988
		11	学 事 費	3,328,533
11	災 害 復 旧 費	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	9,065,083
		2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,234,164
		4	学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	1,282,140
12	公 債 費	1	公 債 費	3,792,024
		1	公 債 費	113,054,539
13	諸 支 出 金	1	地 方 消 費 税 清 算 金	113,054,539
		2	利 子 割 交 付 金	80,092,000
				50,072,000
				296,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	備 考
1 予 備 費	1 予 備 費	702,592,474	
2 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成28年度から平成49年度まで	(1) 平成28年度の利子補給額は、年1.7%を限度とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする。	
3 公害防止施設整備資金に対する利子補給	平成28年度から平成36年度まで	(1) 平成28年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする。	
4 産業廃棄物処理施設整備資金に対する利子補給	平成28年度から平成36年度まで	(1) 平成28年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする。	
5 漁業経営維持安定資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	平成28年度から平成49年度まで	(1) 平成28年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする。	
6 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	平成28年度から平成49年度まで	(1) 平成28年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.1%を限度とする。	
7 新規就農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	平成28年度から平成49年度まで	(1) 平成28年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、50,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年3.7%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 平成28年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。	
8 農業経営基盤強化資	平成28年度から		

27	高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援金の助金	平成28年度から平成41年度まで	39,360千円
28	インターネットシミュレーションの構築に係る業務委託等の年度を越えること。	平成28年度から平成34年度まで	272,073千円
29	県中編さん事業の年度を越えること。	平成28年度から平成29年度まで	15,129千円
30	防災行政無線更新整備事業の年度を越えること。	平成28年度から平成30年度まで	3,464,657千円
31	福祉総合相談支援センター整備事業の年度を越えること。	平成28年度から平成30年度まで	1,202,778千円
32	委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越えること。	平成28年度から平成29年度まで	326,601千円
33	大学校本館耐震化工事の年度を越えること。	平成28年度から平成29年度まで	173,607千円
34	県営老朽ため池整備事業の年度を越えること。	平成28年度から平成30年度まで	450,000千円
35	下関漁港機能強化事業の年度を越えること。(下関漁港本港地区)	平成28年度から平成29年度まで	2,123,366千円
36	〃	平成28年度から平成29年度まで	437,300千円
37	道路改良事業の年度を越えること。(国道435号3号橋上部)	平成28年度から平成29年度まで	239,400千円
38	〃	平成28年度から平成29年度まで	214,200千円
39	〃	平成28年度から平成29年度まで	453,600千円
40	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
41	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
42	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
43	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
44	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
45	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
46	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
47	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
48	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
49	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
50	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
51	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
52	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
53	〃	平成28年度から平成29年度まで	928,200千円
41	県道岩国大竹線(御庄川橋)上部工	平成28年度から平成30年度まで	2,310,000千円
42	〃	平成28年度から平成30年度まで	155,000千円
43	〃	平成28年度から平成30年度まで	129,000千円
44	〃	平成28年度から平成29年度まで	195,000千円
45	〃	平成28年度から平成29年度まで	430,500千円
46	〃	平成28年度から平成29年度まで	281,232千円
47	〃	平成28年度から平成30年度まで	2,618,706千円
48	〃	平成28年度から平成30年度まで	2,706,844千円
49	〃	平成28年度から平成29年度まで	109,551千円
50	〃	平成28年度から平成29年度まで	70,336千円
51	〃	平成28年度から平成29年度まで	153,340千円
52	〃	平成28年度から平成29年度まで	1,011,436千円
53	〃	平成28年度から平成29年度まで	1,011,436千円

委託の年度を越える事業を一括契約すること。 平成29年度まで 163,045千円

第3表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
防災体制整備拡充事業	367,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元平均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内	澁水防除事業	1/8,000	
防災行政無線整備事業	1,512,000		ただし、償り方式で借り入れ、資金について、償還後において、当該利率による。	特定のもものは、償還の見直しを行うこととする。	国営農地再編整備事業負担金	1/36,000	
退職手当給付事業(総務)	1,275,000				広域基幹林道開設事業	1/77,000	
消費者行政総合調整事業	28,000				ふるさと林道緊急整備事業	41,000	
障害者自立支援対策事業	42,000				一般治山事業	723,000	
介護保険対策事業	68,000				水源地域緊急整備事業	105,000	
社会福祉行政指導事業	336,000				保安林改良事業	85,000	
地方改善施設整備事業	32,000				保全林整備事業	23,000	
児童福祉施設整備事業	53,000				林地荒廃防止事業	46,000	
特殊公害対策事業	20,800				小規模治山事業	61,000	
県営かんがい排水改良事業	194,000				広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	339,000	
広域営農団地農道整備事業	116,000				漁港漁場機能高度化事業	60,000	
基幹農道整備事業	22,000				漁港海岸保全施設整備事業	60,000	
経営体育成基盤整備事業	417,000				地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	25,000	
県営中山間地域総合整備事業	83,000				水産資源環境整備事業	30,000	
県営農村振興総合整備事業	3,000				農業大学校施設整備事業	115,000	
ふるさと農道緊急整備事業	110,000				農林業施策総合調整事業	109,000	
県営老朽ため池整備事業	759,000				畜産基盤整備事業	24,000	
地すべり対策事業(農林)	94,000				管理運営事業	125,000	
県営海岸保全施設整備事業	65,000				舗装補修事業	180,000	
					道路災害防除事業	425,000	
					単独道路舗装事業	383,000	
					単独道路災害防除事業	283,000	
					単独路側整備事業	350,000	

交通事故防止施設総合整備事業 退職手当給付事業 (警察)	584,000			
校舎改築事業	294,000			
大規模改造事業	525,000			
施設改造事業	667,000			
土地整備事業	29,000			
博物館運営事業	29,000			
教職員住宅管理事業	46,000			
退職手当給付事業 (教育)	19,000			
特別支援学校施設整備事業	5,658,000			
県立大学整備事業	1,253,000			
土木過年補助災害復旧事業	2,224,000			
土木過年単独災害復旧事業	65,000			
土木現年補助災害復旧事業	24,000			
土木現年単独災害復旧事業	1,094,000			
補助港湾災害復旧事業	70,000			
県立学校施設災害復旧事業	124,000			
治山施設災害復旧事業	60,000			
県有施設災害復旧事業	2,000			
臨時財政対策債	100,000			
計	31,797,000			
	85,350,800			

平成28年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成28年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ291,702千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金	2,526
2 繰越金	1 繰越金	2,526
3 諸収入	1 貸付金元利収入	87,030
	計	87,030
	歳入	202,146
	歳入	202,146
	計	291,702
1 母子父子寡婦福祉資金	1 母子父子寡婦福祉資金	291,702
	計	291,702

平成28年度中小企業近代化資金特別会計予算
平成28年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ999,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)
第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	金額
	歳入	

2	繰入金				98,519
		1	他会計繰入金		98,519
3	繰越金				390,877
		1	繰越金		390,877
4	諸収入				434,850
		1	貸付金元利収入		407,850
		2	雑収入		27,000
5	県債				75,000
		1	県債		75,000
	歳入	合	計	債	999,246
			歳	出	
	款		項	出	金額
1	中小企業近代化資金				999,246
		1	中小企業設備近代化資金		629,472
		2	中小企業高度化資金		369,774
	歳出	合	計		999,246
	第2表 地方債				(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

平成28年度下開漁港地方卸売市場特別会計予算

平成28年度山口県の下開漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ540,634千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

	款		項	入	金額
1	分担金及び負担金		1	負担金	29,750
2	使用料及び手数料		1	使用料	75,530
4	財産収入		1	財産運用収入	143,325
			2	財産売却収入	4,408
5	繰入金		1	他会計繰入金	138,917
6	繰越金		1	他会計繰入金	243,579
			1	繰越金	1
7	諸収入		1	繰越金	48,449
			1	延滞金	1
			3	雑収入	48,448
	歳入	合	計		540,634
	款		項	出	金額
1	下開漁港地方卸売市場費				540,634
		2	市場管理費		401,717
		3	水産加工団地整備費		138,917
	歳出	合	計		540,634

平成28年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成28年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,428千円と定める。

(26-外 号)

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

3	繰越金	1	繰越金	126,546
4	諸収入	1	貸付金元利収入	5,882
		2	雑収入	48
		合	計	132,428

1	林業・木材産業改善資金	1	林業・木材産業改善資金	132,428
		合	計	132,428

平成28年度沿岸漁業改善資金特別会計予算
 平成28年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,170千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表	歳入歳出予算	歳	入	(単位 千円)
		款	項	金額
2	繰入金	1	他会計繰入金	1,170
3	繰越金	1	繰越金	86,895
4	諸収入	1	貸付金元利収入	13,105
		合	計	101,170

平成28年3月31日 日 月 年

1	沿岸漁業改善資金	1	沿岸漁業改善資金	101,170
		合	計	101,170

平成28年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

平成28年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,813,490千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表	歳入歳出予算	歳	入	(単位 千円)
		款	項	金額
1	事業収入	1	事業収入	4,812,444
2	繰入金	1	他会計繰入金	1,045
3	繰越金	1	繰越金	1

1	当せん金付証券発売事業費	1	発売諸費	4,813,490
		2	繰越金	1,045
		合	計	4,812,445

平成28年度収入証紙特別会計予算

平成28年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,375,794千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	歳入	金額
1 証紙収入	1 証紙収入	4,375,793
2 繰越金	1 繰越金	4,375,793
	1 繰越金	1
歳入	合計	4,375,794
歳出	歳出	金額
1 繰越金	1 繰越金	4,375,794
歳出	合計	4,375,794

平成28年度土地取得事業特別会計予算

平成28年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ258,088千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	歳入	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	258,087
	2 財産売却収入	2,395
4 繰越金	2 繰越金	255,692
	1 繰越金	1
歳入	合計	258,088
歳出	歳出	金額
1 土地取得事業費	1 土地取得基金管理費	258,088
	1 土地取得基金管理費	1,029

歳出	歳出	金額
3 産業団地管理費	3 産業団地管理費	251,267
4 分譲宅地管理費	4 分譲宅地管理費	5,792
歳出	合計	258,088

平成28年度流域下水道事業特別会計予算

平成28年度山口県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,784,093千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	歳入	金額
1 分担金及び負担金	1 負担金	901,225
2 国庫支出金	2 国庫補助金	365,800
3 繰入金	1 他会計繰入金	365,800
	2 雑収入	181,556
4 諸収入	1 雑収入	181,556
	2 雑収入	712
5 県債	1 県債	712
歳入	合計	334,800
	1 県債	334,800
歳入	合計	1,784,093
歳出	歳出	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費	1,784,093
歳出	合計	1,784,093

歳出 地方債 合計 155,557,902 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	42,787,800	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし直り方式で見つけた後においては、直り利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし協議して定める条 件による。

平成28年度港湾整備事業特別会計予算

平成28年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,523,268千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1 使用料及び手数料	歳	1 使用料	1,397,374
2 寄付金	1 使用料	1 寄付金	521,045
3 繰越金	1 使用料	1 繰越金	521,045

(号外-26)

平成28年度公債管理特別会計予算

平成28年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,557,902千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金	1 他会計繰入金	112,770,102
2 県債	1 県債	1 県債	42,787,800
歳	1 合計	1 合計	155,557,902
1 公債費	1 公債費	1 公債費	155,557,902

平成28年3月31日 山口県

収 入	繰 越 金
4 諸 収 入	1 繰 越 金
1 雑 入	112,548
5 県 債	112,548
1 県 債	1,356,000
7 国 庫 支 出 金	1,356,000
1 国 庫 補 助 金	136,300
合 計	136,300
歳 入	3,523,268
歳 入	3,523,268
合 計	3,523,268
港 湾 整 備 事 業 費	3,523,268
1 港 湾 整 備 事 業 費	3,523,268
合 計	3,523,268

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
港湾整備事業の年度を越えること(一括契約する(三田尻中関港))	平成28年度から平成29年度まで	639,000千円	

第3表 地方債 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	1,356,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし直り方式で借入し利率の直後において見直し後、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし協議して定める条件による。

平成28年度地方独立行政法人山形県立病院機構特別会計予算

平成28年度山形県の地方独立行政法人山形県立病院機構特別会計の予算は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,787,741千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	350,869	
2 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	881,572	
3 県 債	1 県 債	555,300	
合 計	合 計	1,787,741	

款	項	出	金 額
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費	1,787,741	
合 計	合 計	1,787,741	

第2表 地方債 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立病院機構貸付金	555,300	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし直り方式で借入し利率の直後において見直し後、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし協議して定める条件による。

直し後の利率による。

平成28年度就農支援資金特別会計予算

平成28年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,032千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	金額
2	繰入金	1,059
3	繰越金	53,026
4	雑収入	22,947
	合計	77,032
	歳入	
	歳出	
	合計	77,032

平成28年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総販売電力量 154,703,000KWH
- (2) 主要な建設事業 平瀬発電所建設事業費 211,000千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

款	項	金額	収入	支出
第1款	電気事業収益		1,719,513千円	
第1項	営業収益		1,674,607千円	
第2項	附帯事業収益		26,659千円	
第3項	財務収益		8,320千円	
第4項	事業外収益		9,924千円	
第5項	特別利益		3千円	
第2款	電気事業費用			1,504,396千円
第1項	営業費用			1,380,876千円
第2項	附帯事業費用			20,121千円
第3項	財務費用			27,812千円
第4項	事業外費用			72,584千円
第5項	特別損失			3千円
第6項	予備費			3,000千円
	(資本的収入及び支出)			
第4条	資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,907,519千円は、過年度分損益勘定留保資金2,706,026千円、減債積立金170,848千円、当年度資本的収支調整額30,645千円で補てんするものとする。)			
第3款	資本的収入		1,781,517千円	
第3項	資本剰余金		85,201千円	
第4項	固定資産収入		1,600,001千円	
第5項	雑収入		96,315千円	
第4款	資本的支出			4,689,036千円
第1項	建設費			211,000千円
第2項	改良費			304,087千円
第3項	投資資金			1千円
第4項	償還金			170,848千円
第5項	長期貸付金			4,000,000千円
第6項	補助金返還金			100千円
第8項	予備費			3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
佐波川発電所配電装置改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成28年度から平成29年度まで	99,000千円	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 468,905千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成28年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 579,769,650m³

(2) 主要な建設改良事業 島田川工業用水道建設事業費 627,069千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 6,809,160千円

第1項 営業収益 6,264,197千円
 第2項 営業外収益 544,960千円
 第5項 特別利益 3千円

支出

第2款 工業用水道事業費用 5,910,579千円
 第1項 営業費用 5,497,659千円
 第2項 営業外費用 402,917千円
 第5項 特別損失 3千円
 第6項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,776,150千円は、過年度分損益勘定留保資金4,492,456千円及び当年度資本的収支調整額283,694千円で補てんするものとする。)

収入

第3款 資本的収入 2,094,462千円
 第1項 企業債 1,500,000千円
 第4項 資本剰余金 159,846千円
 第5項 固定資産収入 1千円
 第6項 雑収入 434,615千円

支出

第4款 資本的支出 6,870,612千円
 第1項 建設費 628,069千円
 第2項 改良費 3,593,464千円
 第3項 投資 1千円
 第4項 償還金 1,637,078千円
 第5項 長期貸付金 1,000,000千円
 第6項 補助金返還金 2,000千円
 第7項 予備費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額

鳥屋川工業用水道建設事業の年度を越える工事(送水管布設工事)	平成28年度から平成30年度まで	1,500,000千円		
佐波川工業用水道改修事業の年度を越える工事(計装設備)	平成28年度から平成29年度まで	18,000千円		
佐波川工業用水道改修事業の年度を越える工事(電気機器工事)	平成28年度から平成29年度まで	31,000千円		
厚狭川工業用水道改修事業の年度を越える工事(送水管布設工事)	平成28年度から平成30年度まで	950,000千円		
厚狭川工業用水道改修事業の年度を越える工事(電気機器工事)	平成28年度から平成29年度まで	250,000千円		
木屋川工業用水道改修事業の年度を越える工事(送水管布設工事/工区)	平成28年度から平成29年度まで	88,000千円		
木屋川工業用水道改修事業の年度を越える工事(送水管布設工事/工区)	平成28年度から平成29年度まで	139,000千円		
木屋川工業用水道改修事業の年度を越える工事(送水管二条化工事)	平成28年度から平成29年度まで	450,000千円		

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
周南工業用水道改良資金	千円 150,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直しを行う場合は、後述の利率に引き上げられる。	30年以内、毎年元金均等返済又は元金均等返済と元金均等返済の組み合わせによる。
佐波川工業用水道改良資金	100,000			
厚狭川工業用水道改良資金	600,000			
厚狭川工業用水道改良資金	250,000			
木屋川工業用水道改良資金	400,000			

- (一時借入金)
- 第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。
(予定支出の各項目の経費の金額の流用)
- 第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 704,344千円

(たな卸資産購入限度額)

- 第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

(113回) 平成27年度山口県一般会計補正予算(第4号)

平成27年度山口県一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

平成27年度山口県一般会計補正予算(第4号)

山口県 平成27年度

平成27年度山口県一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算の補正)
- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ19,630,584千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ689,900,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

		補正額		補正前の額		計	
歳入	△19,630,584	709,530,625	689,900,041				
歳出							
1 議 会 費	△69,333	1,500,204	1,430,871				
2 総 務 費	2,693,602	30,585,440	33,279,042				
3 徴 税 費	3,664,585	11,772,118	15,436,703				
4 市町村振興費	△262,212	7,394,454	7,132,242				
5 選 挙 費	△236,650	6,270,154	6,033,504				
6 防 災 費	△189,782	1,517,153	1,327,371				
7 統 計 調 査 費	△97,755	592,584	494,829				
8 人 事 委 員 会 費	△37,522	1,556,833	1,519,311				
9 監 査 委 員 会 費	△137,784	1,146,794	1,009,010				
3 民 生 費	△12,080	139,521	127,441				
1 社 会 福 祉 費	2,802	195,829	198,631				
4 児 童 福 祉 費	△826,176	88,539,832	87,713,656				
7 生 活 保 護 費	△1,000,310	72,564,533	71,564,223				
8 災 害 救 助 費	159,721	14,793,806	14,953,527				
4 衛 生 費	14,538	1,165,758	1,180,296				
1 公 衆 衛 生 費	△125	15,735	15,610				
2 環 境 衛 生 費	△1,202,209	24,294,983	23,092,774				
7 保 健 所 費	△1,663,709	8,962,761	7,299,052				
8 医 薬 費	△1,020,704	4,388,522	3,367,818				
10 病 院 費	△92,825	2,294,980	2,202,155				
1 労 働 費	1,585,904	6,857,448	8,443,352				
2 政 策 費	△10,875	1,791,272	1,780,397				
3 職 業 能 力 開 発 費	△100,582	3,086,894	2,986,312				
4 失 業 対 策 費	△110,677	1,071,898	961,221				
5 農 業 費	△341,594	1,478,650	1,137,056				
6 農 林 水 産 業 費	355,733	419,007	774,740				
1 農 業 費	△4,044	117,339	113,295				
2 農 地 費	△2,649,192	35,744,240	33,095,048				
3 農 林 業 費	△1,036,825	9,928,155	8,891,330				
7 商 工 費							
1 商 業 費	△291,232	933,727	642,495				
2 工 鉱 業 費	△976,336	11,669,425	10,693,089				
3 観 光 費	△292,086	7,297,966	7,005,880				
4 管 理 費	△52,713	5,914,967	5,862,254				
5 道 路 橋 上 下 費	△13,881,565	64,608,473	50,726,908				
6 住 宅 費	34,453	2,381,369	2,415,822				
7 警 察 費	△14,187,631	61,835,060	47,647,429				
8 土 木 費	271,613	392,044	663,657				
9 警 察 活 動 費	△1,705,053	74,138,852	72,433,799				
10 教 育 費	△68,211	7,163,026	7,094,815				
1 警 察 管 理 費	△370,940	29,636,038	29,265,098				
2 警 察 活 動 費	432,556	19,935,785	20,368,341				
3 河 川 海 岸 費	△476,231	7,955,819	7,479,588				
4 都 市 計 画 費	△842,344	5,799,172	4,956,828				
5 住 宅 費	△379,883	3,649,012	3,269,129				
6 住 宅 費	△695,659	38,493,848	37,798,189				
7 警 察 管 理 費	△555,956	35,715,232	35,159,276				
8 警 察 活 動 費	△139,703	2,778,616	2,638,913				
9 警 察 活 動 費	△2,042,382	146,751,609	144,709,227				
10 教 育 費	△303,730	19,068,287	18,764,557				
1 教 育 総 務 費	△416,558	43,528,846	43,112,288				
2 小 学 校 費	△211,675	27,746,339	27,534,664				
3 中 学 校 費	△317,017	28,998,324	28,681,307				
4 高 等 学 校 費	△292,346	12,494,673	12,202,327				
5 特 別 支 援 学 校 費	△103,876	1,955,721	1,851,845				
6 社 会 教 育 費	△24,905	598,436	573,531				
7 保 健 体 育 費	△59,327	3,339,303	3,279,976				
8 大 学 費	△312,948	9,021,680	8,708,732				
9 学 事 費	△3,806,197	6,097,482	2,291,285				
10 学 事 費	△834,848	1,254,214	419,366				
11 災 害 復 旧 費	△2,861,301	4,683,268	1,821,967				
1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費							
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費							

平成28年3月31日 日 月 年

(26) 外 呼

12公債費	4 学校施設等災害復旧費	△110,048	160,000	49,952
13諸支出金	1 公債費	△558,398	115,692,768	115,134,370
	1 地方消費税清算金	△558,398	115,692,768	115,134,370
	2 利子割交付金	5,212,560	79,796,000	85,008,560
	3 配当割交付金	5,522,000	49,212,000	54,734,000
	4 株式等譲渡所得割交付金	32,000	434,000	466,000
	5 地方消費税交付金	△414,000	1,388,000	974,000
	6 二ノノ場利用税交付金	245,000	707,000	952,000
	7 自動車取得税交付金	△471,000	26,915,000	26,444,000
	8 利子割精算金	11,000	372,000	383,000
	9 利子割精算金合計	289,000	765,000	1,054,000
歳出	合計	△1,440	3,000	1,560
第2表 継続費補正		△19,630,584	709,530,625	689,900,041
変				(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年度年割額	総額	年度年割額
8土木費	3河川海岸	錦川総合開発事業費	69,793,000	2,205,700	69,793,000	2,205,700
			4	2,205,700	4	2,205,700
			5	3,587,500	5	3,587,500
			6	3,000,000	6	3,000,000
			7	3,000,000	7	3,000,000
			8	2,006,279	8	2,006,279
			9	1,230,000	9	1,230,000
			10	4,745,021	10	4,745,021

11	3,900,000	11	3,900,000
12	4,334,137	12	4,334,137
13	2,900,000	13	2,900,000
14	2,600,988	14	2,600,988
15	1,500,000	15	1,500,000
16	1,298,000	16	1,298,000
17	1,992,000	17	1,992,000
18	1,377,000	18	1,377,000
19	1,474,000	19	1,474,000
20	2,250,000	20	2,250,000
21	2,400,000	21	2,400,000
22	1,058,098	22	1,058,098
23	849,571	23	849,571
24	555,000	24	555,000
25	950,000	25	950,000
26	1,550,000	26	1,550,000
27	3,964,000	27	3,964,000
28	5,000,000	28	4,386,753
29	4,836,000	29	4,833,000
30	2,400,000	30	3,000,000

7	商 工 費	143,165	河川受託事業費	438,120	
2	商 業 費	60,135	高潮対策事業費	118,565	
3	観 光 費	52,385	侵食対策事業費	78,602	
2	道 路 橋 り よ う 費	92,616	ダム建設実施調査費	53,784	
3	観 光 宣 伝 費	173,625	堰堤改良事業費	49,373	
2	単独交通安全施設整備事業費	403,373	地すべり対策事業費	249,702	
2	舗装補修費	12,600	単独砂防改良費	35,731	
2	道路災害防除費	947,835	港湾改修費	456,351	
2	過疎地域市町道代行事業費	26,539	港湾環境整備事業費	59,046	
2	単独道路舗装費	41,627	単独港湾改修費	137,939	
2	単独道路災害防除費	135,736	港湾受託事業費	24,345	
2	単独路側整備事業費	81,158	都市計画法施行事務費	5,667	
2	道路改良費	1,490,494	都市計画調査費	6,696	
2	防衛施設周辺道路整備費	36,460	単独都市計画街路整備事業費	424,148	
2	単独道路改良費	1,932,048	都市公園整備事業費	460,720	
2	道路調査費	8,190	単独都市公園整備事業費	45,066	
2	単独橋りょう補修費	11,162	過疎地域下水道代行事業費	303,471	
3	河川基本調査費	16,734	公営住宅建設費	546,598	
3	河川災害復旧等関連緊急事業費	64,223	山口警察署建設費	83,233	
3	都市基盤河川改修事業費	36,594	駐在所等改築費	37,145	
3	河川工作物関連応急対策事業費	39,469	教職員住宅管理費	5,978	
3	河川災害関連事業費	653,546	児童生徒健全育成費	13,000	
3	単独河川改修費	456,501	校舎改築費	1,658,801	
3	自然災害防止事業費	27,119	施設改造費	3,087	
4	港 湾 費		4	住 宅 費	
4	港 湾 環 境 整 備 事 業 費		6	住 宅 警 察 管 理 費	
4	単独砂防改良費		9	警 察 費	
4	港湾受託事業費		10	教 育 費	
4	都市計画法施行事務費		4	高 等 学 校 費	
4	都市計画調査費				
4	単独都市計画街路整備事業費				
4	都市公園整備事業費				
4	単独都市公園整備事業費				
4	過疎地域下水道代行事業費				
4	公営住宅建設費				
4	山口警察署建設費				
4	駐在所等改築費				
4	教職員住宅管理費				
4	児童生徒健全育成費				
4	校舎改築費				
4	施設改造費				

7	特別支援学校費	施設整備費	20,634
8	社会教育費	文化財保護対策費	3,553
10	大学費	県立大学整備費	852,840
//	学事費	私立高校等施設設備整備費補助	51,097
//	災害復旧費	農地災害復旧事業費	100,904
/	農林水産施設災害復旧費	林地災害復旧事業費	18,137
		県営漁港施設災害復旧事業費	116,613
		土木現年補助災害復旧事業費	192,843
2	土木施設災害復旧費	土木現年補助災害復旧事業費	745,508
		土木現年単独災害復旧事業費	67,550
合		計	22,203,929

2 変 更

6	農林水産業費	林業費	123,502	225,917
		広域基幹林道開設事業費	74,121	513,729
		一般治山事業費	86,386	1,779,424
8	土木費	道路橋りょう費	151,290	1,934,338
		交通安全施設整備事業費	372,269	2,191,905
3	河川海岸費	広域河川改修費	21,474	206,780
		周防高潮対策事業費	9,001	83,622
		堰堤修繕事業費	55,523	1,536,764
		通常砂防事業費	13,438	951,308
		急傾斜地崩壊対策事業費	14,433	185,992
		自然災害防止事業費		

4	港湾費	港湾既存施設有効活用促進事業費	65,711	204,579
5	都市計画費	海岸防災事業費 都市計画街路整備事業費	70,060 245,949	660,048 853,972
合		計	1,303,157	11,328,378

第4表 地方債補正

(単位 千円)

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報化推進事業	134,100	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
県民芸術文化ホールなご管理事業	36,900		ただし方式で借り入れる見直しを行うため、直後に当該利率に引き上げられる。	特別のものとして定める。
障害者自立支援対策事業	131,000			
造林事業	169,800			
県営漁港施設災害復旧事業	15,900			
減収補てん債	3,862,000			
計	4,349,700			

2 変 更

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法 利率	限度額	起債の方法 利率
庁舎等維持管理事業	119,000	証書借入又は証券発行 年8.0%以内	290,300	証書借入又は証券発行 年8.0%以内
防災体制整備拡充事業	83,000	証書借入又は証券発行 年8.0%以内	57,800	証書借入又は証券発行 年8.0%以内
防災行政無線整備事業	304,000	証書借入又は証券発行 年8.0%以内	281,500	証書借入又は証券発行 年8.0%以内
退職手当給付事業(総務)	1,201,000	証書借入又は証券発行 年8.0%以内	1,199,700	証書借入又は証券発行 年8.0%以内
老人福祉施設整備事業	235,000	証書借入又は証券発行 年8.0%以内	519,900	証書借入又は証券発行 年8.0%以内

单独河川改修事業	747,000	1,074,800	都市計画街路整備事業	717,000	654,800
河川直轄事業負担金	263,000	216,700	单独都市計画街路整備事業	638,000	710,600
錦川総合開発事業	1,987,000	1,989,000	都市公園整備事業	568,000	321,300
深川川総合開発事業	81,000	82,400	单独都市公園整備事業	51,000	68,500
堰堤改良事業	27,000	38,500	公営住宅建設事業	1,070,000	942,800
堰堤修繕事業	88,000	91,200	過疎地域下水道代行事業	119,000	96,700
高潮対策事業	191,000	190,100	山口警察習建設事業	128,000	175,000
侵食対策事業	50,000	54,400	駐在所等改築事業	76,000	95,000
自然災害防止事業(海岸)	23,000	23,400	警察施設耐震化緊急整備事業	266,000	160,000
通常砂防事業	1,241,000	1,441,100	交通事故防止施設総合整備事業	485,000	503,000
災害関連緊急砂防事業	38,000	0	退職手当給付事業(警察)	746,000	655,600
地すべり対策事業(建設)	342,000	306,800	校舎改築事業	2,710,000	2,816,500
災害関連緊急地すべり対策事業	82,000	0	博物館運営事業	155,000	107,900
急傾斜地崩壊対策事業	776,000	744,800	教職員住宅管理事業	18,000	12,400
災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	128,000	0	退職手当給付事業(教育)	4,943,000	4,808,300
砂防災害関連事業	110,000	0	特別支援学校施設整備事業	43,000	23,700
单独砂防改良事業	43,000	47,800	埋蔵文化財対策事業	6,000	5,700
自然災害防止事業(砂防)	368,000	356,200	県立大学整備事業	1,628,000	2,132,000
港湾改修事業	508,000	411,100	土木過年補助災害復旧事業	371,000	347,600
港湾既存施設有効活用促進事業	29,000	165,300	土木過年单独災害復旧事業	12,000	10,300
港湾環境整備事業	44,000	55,800	土木現年補助災害復旧事業	1,094,000	396,800
港湾直轄事業負担金	2,708,000	2,126,600	土木現年单独災害復旧事業	70,000	68,900
单独港湾改修事業	73,000	82,100	補助港湾災害復旧事業	124,000	13,600
海岸防災事業	656,000	765,300	県立学校施設災害復旧事業	60,000	13,300

治山施設災害復旧事業	2,000	0		
県有施設災害復旧事業	100,000	35,400		
臨時財政対策債	36,134,000	37,956,600		
計	87,887,000	90,193,000		

平成27年度母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ116,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ659,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1 繰入金		1 他会計繰入金	30,000	15,132	45,132
				15,132	45,132
2 繰越金		1 繰越金	16,990	305,145	322,135
			16,990	305,145	322,135
3 諸収		1 貸付金元利収	9,753	222,619	232,372
			9,753	222,619	232,372
4 県債		1 県債	60,000	0	60,000
			60,000	0	60,000
歳入		合計	116,743	542,896	659,639
歳出					
款		項	補正額	補正前の額	計
1 母子父子寡婦福祉資金			116,743	542,896	659,639

平成28年3月31日 山口県

1 母子父子寡婦福祉資金	116,743	542,896	659,639
歳出	合計	116,743	542,896
第2表 地方債補正追加			659,639

（単位 千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金	60,000	政府予算貸付方法による。	無利息	貸付業務終了のときから国の定める方法による。

平成27年度中小企業近代化資金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ230,401千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,831,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金		1 他会計繰入金	△54,387	131,454	77,067
			△54,387	131,454	77,067
3 繰越金		1 繰越金	270,921	2,282,904	2,553,825
			270,921	2,282,904	2,553,825
4 諸収		1 貸付金元利収	△434,835	572,599	137,764
			△408,636	545,599	136,963
5 県債		2 雑入	△26,199	27,000	801
			△12,100	75,000	62,900
歳入		合計	△230,401	3,061,957	2,831,556

歳出	款	項	補正額	補正前の額	計
			△230,401	3,061,957	
1	中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金	173,455	2,572,249	2,745,704
		2 中小企業高度化資金	△403,856	489,708	85,852
歳出	合計		△230,401	3,061,957	2,831,556
第2表	地方債補正				(単位 千円)
変	更				

起債の目的	補正		前		補正		後
	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	償還の方法	
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算に 算入する方法による。	年8.0%以内 の定めによる。	62,900	政府予算に 算入する方法による。	年8.0%以内 の定めによる。	

平成27年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)

平成27年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ140,850千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ402,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
			△1,338	77,770	
2	使用料及び手数料	1 使用料	△1,338	77,770	76,432
4	財産収入	1 財産運用収入	△138,072	142,607	4,535
		2 財産売却収入	845	3,690	4,535
歳入	合計		△138,917	138,917	0

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
			△4,617	243,353	
5	繰入金	1 他会計繰入金	△4,617	243,353	238,736
6	繰越金	1 繰越金	5,651	1	5,652
7	諸収入	1 延滞金	△2,474	49,444	46,970
		3 雑収入	△1	1	0
歳入	合計		△2,473	49,443	46,970
歳出	合計		△140,850	542,925	402,075

平成27年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成27年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ110,040千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
			△106,946	167,824	
3	繰越金	1 繰越金	△106,946	167,824	60,878
4	諸収入	1 貸付金元利収入	△3,094	6,679	3,585
		2 雑収入	△3,075	6,609	3,534
歳入	合計		△19	70	51
歳出	合計		△110,040	174,503	64,463

(26-外 号)

平成28年3月31日 木曜日

歳出	款	項	補正額	補正前の額	計
1 林業・木材産業改善資金	1 林業・木材産業改善資金		△110,040	174,503	64,463
			△110,040	174,503	64,463
歳出	合計		△110,040	174,503	64,463

平成27年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成27年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ97,541千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	1 他会計繰入金		△1,041	1,170	129
			△1,041	1,170	129
3 繰越金	1 繰越金		△90,735	90,735	0
			△90,735	90,735	0
4 諸収入	1 貸付金元利収入		△5,765	9,265	3,500
			△5,765	9,265	3,500
歳入	合計		△97,541	101,170	3,629
1 沿岸漁業改善資金	1 沿岸漁業改善資金		△97,541	101,170	3,629
			△97,541	101,170	3,629
歳出	合計		△97,541	101,170	3,629

平成27年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ767,966千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,091,033千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1 事業収入	1 事業収入		△858,636	4,857,946	3,999,310
			△858,636	4,857,946	3,999,310
2 繰入金	1 他会計繰入金		△68	1,052	984
			△68	1,052	984
3 繰越金	1 繰越金		90,738	1	90,739
			90,738	1	90,739
歳入	合計		△767,966	4,858,999	4,091,033
1 当せん金付証券発売事業費	1 発売諸費		△767,966	4,858,999	4,091,033
			△767,966	4,858,999	4,091,033
歳出	合計		△767,966	4,858,999	4,091,033

平成27年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)

平成27年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ860,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,900,459千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 証紙収入	1 証紙収入	479,874	4,039,578	4,519,452
2 繰越金	1 繰越金	479,874	4,039,578	4,519,452
	2 繰越金	381,006	1	381,007
	合計	860,880	4,039,579	4,900,459

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 繰出金	1 繰出金	860,880	4,039,579	4,900,459
歳出	合計	860,880	4,039,579	4,900,459

平成27年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,470千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293,869千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 財産収入	1 財産運用収入	△47,280	300,338	253,058
	2 財産売却収入	△930	2,395	1,465
4 繰越金	2 繰越金	△46,350	297,943	251,593
	1 繰越金	40,810	1	40,811
歳入	合計	40,810	300,339	293,869
歳出		△6,470		
款	項目	補正額	補正前の額	計
1 土地取得事業費		△6,470	300,339	293,869

1 土地取得基金管理費	△1,000	1,029	29	
3 産業団地管理費	△41,942	293,210	251,268	
4 分譲宅地管理費	36,472	6,100	42,572	
歳出	合計	△6,470	300,339	293,869

平成27年度流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ286,249千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,678,132千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金	△95,910	995,211	899,301
2 国庫支出金	2 国庫補助金	△147,299	476,270	328,971
3 繰入金	2 国庫補助金	△147,299	476,270	328,971
	1 他会計繰入金	△3,279	204,018	200,739
4 諸収入	1 他会計繰入金	△3,279	204,018	200,739
	2 雑収入	△181	882	701
5 県債	2 雑収入	△181	882	701
	1 県債	△39,600	288,000	248,400
		△39,600	288,000	248,400

第3項	財務収益	△24千円	4,270千円	4,246千円
第4項	事業外収益	△1,464千円	11,406千円	9,942千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	電気事業費用	△23,329千円	1,564,984千円	1,541,655千円
第1項	営業費用	△60,654千円	1,490,238千円	1,429,584千円
第2項	附帯事業費用	△919千円	7,578千円	6,659千円
第4項	事業外費用	38,244千円	29,521千円	67,765千円

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,364,901千円は、過年度分損益勘定留保資金2,139,878千円、減債積立金181,248千円、当年度資本的収支調整額43,775千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,296,723千円は、過年度分損益勘定留保資金2,094,609千円、減債積立金181,248千円及び当年度資本的収支調整額20,866千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△3,815千円	31,317千円	27,502千円
第3項	資本剰余金	△11,494千円	17,283千円	5,789千円
第5項	雑収入	7,679千円	14,033千円	21,712千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第4款	資本的支出	△71,993千円	2,396,218千円	2,324,225千円
第1項	建設費	△38,000千円	357,000千円	319,000千円
第2項	改良費	△33,993千円	254,869千円	220,876千円

第5条 予算第8条中「職員給与と費442,308千円」を「職員給与と費458,385千円」に改める。

平成27年度工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成27年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 平成27年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「579,674,750m³」を「579,718,550m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	工業用水道事業収益	117,904千円	6,908,024千円	7,025,928千円
第1項	営業収益	101,921千円	6,362,427千円	6,464,348千円
第2項	営業外収益	9,847千円	540,438千円	550,285千円
第5項	特別利益	6,136千円	5,159千円	11,295千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	工業用水道事業費用	△85,149千円	6,118,669千円	6,033,520千円
第1項	営業費用	△130,460千円	5,563,337千円	5,432,877千円
第2項	営業外費用	45,311千円	545,230千円	590,541千円

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,030,083千円は、過年度分損益勘定留保資金2,808,088千円及び当年度資本的収支調整額221,995千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,915,351千円は、過年度分損益勘定留保資金2,776,340千円及び当年度資本的収支調整額139,011千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△595,636千円	1,797,291千円	1,201,655千円
第1項	企業債	△600,000千円	1,600,000千円	1,000,000千円
第4項	資本剰余金	△1,411千円	114,781千円	113,370千円
第6項	雑収入	5,775千円	82,509千円	88,284千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第4款	資本的支出	△710,368千円	4,827,374千円	4,117,006千円
第1項	建設費	△22,237千円	426,300千円	404,063千円
第2項	改良費	△693,015千円	2,664,282千円	1,971,267千円
第4項	償還金	3,136千円	1,726,791千円	1,729,927千円

第6項 補助金返還金

1,748千円

0千円

1,748千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補		正		補		正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
小瀬川工業用水道改良資金	100,000千円	証券借入又は証券発行								
周南工業用水道改良資金	280,000千円	証券借入又は証券発行			150,000千円	証券借入又は証券発行				
富田夜市川工業用水道改良資金	150,000千円	証券借入又は証券発行	110,000千円	証券借入又は証券発行						
佐波川工業用水道改良資金	50,000千円	証券借入又は証券発行	30,000千円	証券借入又は証券発行						
厚狭川工業用水道改良資金	600,000千円	証券借入又は証券発行	470,000千円	証券借入又は証券発行						
厚狭川工業用水道改良資金	320,000千円	証券借入又は証券発行	240,000千円	証券借入又は証券発行						
木屋川工業用水道改良資金	100,000千円	証券借入又は証券発行	0千円	証券借入又は証券発行						

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費653,980千円」を「職員給与費662,304千円」に改める。